

令和2年第7回
箕面市農業委員会総会会議録

令和2年7月10日（金）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和2年7月10日(金)
午後1時30分から午後1時55分まで

2. 出席委員(21名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 阪本 喜代治 | 2番 二石 博昭 | 3番 神代 繁近 |
| 4番 乾 敏雄 | 5番 西田 茂信 | 6番 稲野 実 |
| 7番 清水 哲朗 | 8番 笹川 悦子 | 9番 稲垣 恵一 |
| 10番 小路 一男 | 11番 辻元 利治 | 12番 北田 榮次 |
| 13番 野口 博史 | 14番 加藤 博一 | 15番 神田 隆生 |
| 16番 仲野 良次 | 17番 佐茂 仁士 | 18番 大住 勝 |
| 19番 松井 正義 | 20番 橋本 正 | 21番 上田 春雄 |

3. 欠席委員 なし

4. 会議録署名委員 14番 加藤 博一 15番 神田 隆生

5. 出席事務局職員

事務局長 本田 敦、局長代理 佐治 功、グループ長 松本 雅治
中井 正美、山近 はるみ

6. 議事日程

第42号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可の件
第43号議案 農地法第5条の規定による所有権移転許可の件
報告第26号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第27号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理)
報告第28号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第29号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理)
報告第30号 農地法第18条第6項の規定による解約通知の件
報告第31号 農地等状況報告の件

令和2年第7回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは定刻がまいりましたので、ただ今から令和2年第7回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨規定されておりますので、傍聴の希望があれば原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 出席状況をご報告いたします。
- 本日は、欠席はなく、委員21名となっております、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 議長 それでは日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、14番の加藤委員さん、15番の神田委員さんをお願いいたします。
- 議長 次に、日程第2、第42号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。
- 事務局 本件につきまして事務局の説明を求めます。
- ただいま議題となりました第42号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件につきまして、ご説明申し上げます。
- 議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。
- 申請地は、石丸■■■■、地目は、台帳田、現況は通路、面積は■■■■平方メートルです。
- 譲受人は、■■■■、■■■■氏、職業は■■■■です。
- 譲渡人は、■■■■、■■■■氏、転用目的は通路、農地区分は第3種農地でございます。
- 以上、第42号議案のご説明とさせていただきます。
- 議長 本件につきまして、辻元委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。
- 辻元委員 第42号議案について、調査内容をご報告いたします。
- 申請地は、■■■■の■■■■の下流約■■■■メートルにある■■■■から、■■■■へ■■■■メートル行き、交差点を■■■■に■■■■メートルほど行ったところの土地です。

辻元委員

申請地は、[]年から自宅の進入路として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用許可申請を出しておらず、今回、始末書を添付の上、5条の転用許可を申請をされたものです。

周辺につきましては、[]側、[]側は公道、[]側は住宅用地、[]側は譲渡人所有の農地です。

申請地は、長年の住居の専用通路として利用されており、周辺の農地への影響はありません。

以上、調査内容報告とさせていただきます。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、許可することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付するものです。

議長

次に、日程第3、第43号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第43号議案、農地法第5条の規定による所有権移転許可の件につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料3ページからでございます。

申請地は、粟生間谷西[]、地目は、台帳田、現況は畑、面積は[]平方メートルです。

譲受人は、[]、[]氏、職業は[]です。

譲渡人は、[]、[]氏、転用目的は進入路、農地区分は第2種農地でございます。

以上、第43号議案のご説明とさせていただきます。

議長

本件につきまして、仲野委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

仲野委員

第43号議案につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

申請地は、[]の[]を[]へ[]メートルほど行き、さらに[]へ[]メートルほど入ったところにある農地です。

譲受人の[]氏は、申請地の[]側に農地をお持ちですが、進入路が狭く、農業用機械が通れないため、この度、隣接する譲渡人の[]氏から、この土地を譲り受けて、進入路を拡張し、使用されようとするものです。

周辺の状況は、[]側は道路、[]側は譲受人所有の農地、[]側は譲渡人所

仲野委員 有の農地、■側は倉庫用地となっており、雨水は■側道路側溝へ排水する
とのことです。

以上より、周辺の農業経営に影響はないと考えられますので、転用して
も問題はないものと思われま。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、原案どおり、許可す
ることにいたしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたし
ます。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後
に、許可書を交付するものです。

議長 次に、日程第4、報告第26号、専決処理の報告の件、農地法第4条第
1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 報告第26号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定
による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料は5ページからでございます。

届出地は小野原東■、地目は、台帳田、現況は宅地、
面積は■平方メートルです。

届出人の住所は■、氏名は■氏、職業
は■、転用目的は住宅用地となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用
届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年6月8日専決
し、処理するものでございます。

以上、報告第26号のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、加藤委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

加藤委員 報告第26号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

届出地は、■、■を■へ約■メー
トルほど行ったところの、■の■側の土地です。

申請地については、すでに■年頃に建物を建築し宅地として使用
されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、届出を出し
ておらず、この度、始末書を添付の上、4条の転用届出を出されたもので
す。

周辺につきましては、■側は宅地、■側は里道、■側■側は道路となっ
ており、汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流されます。周囲

加藤委員

の農業経営に影響はないと思われま

議長

以上で報告第26号につきまして、調査内容報告とさせていただきます。
次に、日程第5、報告第27号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理を議題といたします。

事務局

本件につきまして事務局の説明を求めます。

報告第27号、専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は7ページからでございます。

届出地は桜[]、地目は、台帳畑、現況は宅地、面積は[]平方メートル他1筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

届出人の住所は[]、氏名は[]氏、職業は[]、転用目的は住宅となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年6月8日専決し、処理するものでございます。

以上、報告第27号のご説明とさせていただきます。

議長
佐茂委員

本件につきまして、佐茂委員から調査内容の報告をお願いいたします。
報告第27号につきまして、調査内容をご報告申し上げます。

届出地は、[]から[]へ[]メートルほど行き、そこから[]に[]メートルほどのところにある土地です。

届出地2筆については、すでに[]年頃に建物を建築し住居として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、届出を出しておらず、この度、始末書を添付の上、4条の転用届出を出されたものです。

周辺につきましては、[]側は道路、[]側、[]側は宅地となっており、汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流されています。

現在まで問題なく経過してきており、周囲の農業経営に影響はないと思われま

議長

以上で報告第27号につきまして、調査内容報告とさせていただきます。
次に、日程第6、報告第28号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第8号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

事務局

本件につきまして事務局の説明を求めます。

報告第28号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は9ページからでございます。

届出地は白島[]、地目は、台帳・現況ともに畑、面積は[]平方メートルです。

事務局 譲受人の住所は[]、氏名は[]氏、職業は[]、
譲渡人の住所は、[]、氏名は[]氏、転用目的は
宅地の庭となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用
届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年6月8日専決
し、処理するものでございます。

以上、報告第28号のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、辻元委員から調査内容の報告をお願いいたします。
辻元委員 報告第28号について、調査内容をご報告いたします。

届出地は、[]から[]へ[]メートルほど行ったところの、
[]の[]側にある土地です。

譲渡人は、[]氏で、譲受人の[]氏が自宅の庭として整備され
るとのことです。

周辺につきましては、[]側は他人の宅地、[]側は里道、[]側は道路、[]
側は他人の事業所となっており、雨水等は道路側溝へ放流されるとのこと
で、周辺の農地への影響はないものと思います。

以上で報告第28号につきまして、調査内容報告とさせていただきます。

議長 次に、日程第7、報告第29号、専決処理の報告の件、農地法第5条第
1項第7号の規定による所有権移転届出受理を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局 報告第29号、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第7号の規定
による所有権移転届出受理につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地は新稲[]、地目は、台帳・現況ともに田、面積は[]
平方メートル他2筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

譲受人の住所は[]、氏名は[]
[]氏、職業は[]、譲渡人の住所は、[]
[]、氏名は[]、転用目的は分譲住宅となっていま
す。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用
届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和2年6月22日専決
し、処理するものでございます。

以上、報告第29号のご説明とさせていただきます。

議長 本件につきまして、佐茂委員から調査内容の報告をお願いいたします。
佐茂委員 報告第29号について、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の[]側にある農地です。

譲渡人は、[]で、譲受人の[]

佐茂委員 []が、分譲住宅を建設しようとするものです。
周辺につきましては、[]側は他人農地、[]側は道路、[]側は他人の農地、
[]側は住宅となっており、汚水は[]側公共下水へ接続、雨水等は道路側溝
へ放流されるとのことで、周辺の農地への影響はないものと思います。

以上で、調査内容報告とさせていただきます。

議長 次に、日程第8、報告第30号農地法第18条第6項の規定による解約
通知の件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第30号、農地法第18条第6項の規定による解約通知の件につ
きまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料はございません。

所在は下止々呂美[]、地目は、台帳田、現況は畑、面積は[]平
方メートルです。

賃貸人の住所は[]、[]氏、賃借人は、[]
[]、[]氏、解約年月日は、[]年[]月[]日、土地引渡
年月日は、[]年[]月[]日です。

本件につきましては、農地法第18条第6項の規定による解約通知とし
て、令和2年6月25日に受理したものでございます。

議長 次に、日程第9、報告第31号、農地等状況報告の件を議題といたしま
す。

本件について、各委員さんからの報告を、別紙資料のとおり事務局でま
とめておりますので、ご確認をお願いいたします。

なお、担当地区の説明については、特に報告のある委員さんに限らせて
いただきます。

それでは、特に報告のある委員さんがおられましたら、お願いします。

大住委員 []氏の農地について、報告書では「少し除草された」となって
いますが、昨日農地を見たところ、完全に除草されてきれいになっていま
した。

議長 ありがとうございます。他にありますか。

ないようですので、以上で本日の会議日程は全部終了いたしました。

何か連絡事項等がございますか。

事務局から連絡事項はございませんか。



事務局 (開催日程の変更について、農業委員の任期終了について説
明)

議長 ほかにございませんか。

これをもちまして、令和2年第7回箕面市農業委員会総会を
閉会いたします。

(午後1時55分閉会)

上記は、令和2年第7回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名押印する。

議長 阪本喜代治 
署名委員 加藤博 
署名委員 神田隆 